

巻頭言

独立行政法人森林総合研究所の発足にあたって

独立行政法人 森林総合研究所 理事長 廣居 忠量

この4月1日をもって林野庁の附属機関であった森林総合研究所は独立行政法人としての新しい歩みを開始しました。独立行政法人は一連の行政改革の中で、政府の政策立案機能と政策実施機能を分離し、後者を分担する組織として新しく作られたもので、独立行政法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの・・・」を実施する組織です。森林総合研究所は其中で「森林及び林業に関する試験及び研究等を行うことにより森林の保続培養を図るとともに林業に関する技術の向上に寄与すること」を目的に設立されました。独立行政法人は主務大臣（農林水産大臣）から一定期間（5年）で達成すべき中期目標を与えられ、それを実施するための中期計画をたててことになります。政府機関から独立した組織となるため、国による事前関与や従来の規則・規定の束縛からある程度解放され、運営の自由度はかなり高くなりますが、組織運営の実態は原則として公開され、毎年度、さらには目標期間終了後に第三者で構成される評価委員会の厳しい評価を受けることになります。



森林総合研究所はこれまで森林・林業・木材産業を所掌する唯一の国立試験研究機関として研究を推進してきましたが、関係各位のご理解を得て、これまでの所掌範囲をほぼ保ったままに独立行政法人に移行することができました。本所、支所、試験地の体制、職員数、予算もほぼこれまで通りです。しかし、独立行政法人としての研究所運営には大幅な変革が求められたため、私たちは独立行政法人の共通のキーワードである「公共性」、「透明性」、「自主性」を具体化するための組織・運営のあり方について検討を重ね、本・支所共に従来の部、（科）、室制を見直し、次頁以降に紹介しているような柔軟な組織に変更いたしました。これが研究所を支える基礎・基盤的研究を保障すると共に、分野を横断した総合研究を推進し、社会ニーズに迅速に対応するのに適した体制であると考えたからです。また、受託研究、共同研究、研修生の受け入れ等のニーズに応える体制もこれまで以上に整えましたのでご利用下さい。

独立行政法人化は、国から独立したという点で、森林総合研究所の95年の歴史の中でも最も大きな変革でした。新しいシステムの中、ここに働く役員・職員は「森林総合研究所は国民のために存在する」ということを再認識し、従来の意識を切り替えていく覚悟しておりますが、そのためには以前にも増して関係する皆さまのご理解や忌憚のないご意見が必要です。今後ともご支援下さるよう心からお願いいたします。